

議案第24号関連資料

明石市下水道事業の設置等に関する条例及び明石市水道事業の 設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 改正の目的

地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

各条例第5条（議会の同意を要する賠償責任の免除）における引用法令である地方自治法の条項移動に伴い、規定の整備を行うものです。

（現行）第243条の2第8項

（改正）第243条の2の2第8項

3 施行期日

2020年（令和2年）4月1日